

野生鳥獣の肉における放射性核種の濃度測定結果について

H24.2.24

自然保護課

県調査○、民間調査△

規制値超過の個体が確認された市町村	イノシシ	今回	二本松市○、川俣町○、西郷村○
		前回まで	福島市△○、二本松市△○、伊達市○、川俣町○、郡山市○、須賀川市○、田村市○、天栄村△、平田村○、白河市○、棚倉町○、矢祭町○、西郷村○、鮫川村○、相馬市△○、南相馬市○△、川内村○、いわき市△○
	ツキノワグマ	今回	—
		前回まで	福島市○、二本松市○、西郷村○
	キジ	今回	なし
		前回まで	なし
	ヤマドリ	今回	—
		前回まで	いわき市(久之浜町)○
	カルガモ	今回	—
		前回まで	なし
マガモ	今回	—	
	前回まで	なし	
コガモ	今回	—	
	前回まで	なし	
ニホンジカ	今回	なし	
	前回まで	西郷村○	
ノウサギ	今回	—	
	前回まで	川俣町○	
特記	<p>●今回の検査結果 イノシシ4頭、うち暫定規制値を超えたもの4頭。キジ3羽、ニホンジカ2頭は暫定規制値未満(計9個体)</p> <p>○イノシシの肉について、中通り(県北、県中、県南の地区)、浜通り(相双、いわきの地区)においては自家消費を控えるようお願いします。</p> <p>○ツキノワグマの肉について、中通り(県北、県中、県南の地区)においては自家消費を控えるようお願いします。</p> <p>○ヤマドリの肉について、いわき地区においては自家消費を控えるようお願いします。</p> <p>○ニホンジカの肉について、県南地区においては自家消費を控えるようお願いします。</p> <p>○ノウサギの肉について、県北地区においては自家消費を控えるようお願いします。</p> <p>上記以外についても、野生動物の自家消費は慎重な対応をお願いします。</p> <p>※国の指示</p> <p>○イノシシの肉の摂取制限 県北地区(11/25～)、相双地区(11/9～)</p> <p>○イノシシの肉の出荷制限 中通り 県北地区(11/25～) 県中、県南地区(12/2～) 浜通り 相双地区(11/9～) いわき地区(12/2～)</p> <p>○ツキノワグマの肉の出荷制限 中通り 県北、県中、県南地区(12/2～)</p>		

イノシシ

No.	方部	捕獲地点	捕獲月日	検査月日	核種濃度 (セシウム) Bq/kg
1	県北	二本松市	2/10	2/24	949 ※
2		川俣町	2/4	2/24	875 ※
3			2/14	2/24	507 ※
4	県南	西郷村	2/4	2/24	662 ※

キジ

No.	方部	捕獲地点	捕獲月日	検査月日	核種濃度 (セシウム) Bq/kg
1	いわき	いわき市	2/7	2/24	39.6
2			2/15	2/24	117
3			2/16	2/24	151

ニホンジカ

No.	方部	捕獲地点	捕獲月日	検査月日	核種濃度 (セシウム) Bq/kg
1	県中	郡山市	2/11	2/24	155
2	会津	猪苗代町	2/13	2/24	118

核種濃度は<sup>134</sup>Csと<sup>137</sup>Csの合計。

※は、Cs(セシウム)2核種合計が食肉の国の暫定規制値500Bq/kgを超えているもの。